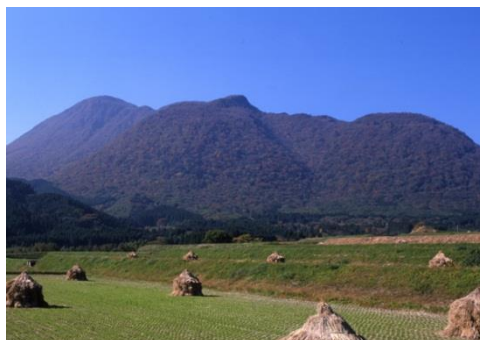


# 平成28年度 由布市 地域おこし協力隊 募集要項



由布岳と由布院盆地



黒岳と田園風景



田植え体験



ゆふいん盆地祭り



由布川峡谷



神楽

由布市は、大分県のほぼ中央に位置し、北は宇佐市と別府市、南は竹田市、東は大分市、西は玖珠町と九重町に接しています。平成17年10月に3町(挾間町、庄内町、湯布院町)が合併し、現在の人口は約35,000人です。

観光と温泉で全国的に有名な「湯布院」、豊かな自然と農業の「庄内」、県都大分市に隣接し商工業の発展する「挾間」。3つの地域の個性が一つとなった由布市は「地域自治を大切にしたい 住み良さ日本一のまち」を目指しています。

由布市では、少子高齢化、また人口流出による若者の減少等により、集落機能の維持が困難になりつつある地域が増えている中、地域力の維持・強化を図り、地域の活性化に繋げていくことが重要な課題の一つです。

そこで、主に、「由布市への新しい人の流れをつくる」ことを意識した様々な各種交流イベントの企画や情報発信など、人が由布市へ訪れる機会を増やし、そしてそれをいずれ移住・定住へと結びつけるための活動に携わってまいります。

地域おこしに希望と情熱を持ち、由布市民と一緒に活躍していただける方の応募をお待ちしています。



## 1. 募集人員

1名

## 2. 活動内容（現在活動中の隊員1名とともに活動します）

- (1) 移住・定住に関すること
  - 移住・定住サイトの更新に関すること
  - 移住・定住のイベントに関すること
  - 移住・定住に関する情報発信に関すること
  - 空き家バンクに関すること
- (2) 各種交流イベントに関すること
  - 交流拠点施設を活用したイベントの企画・開催等
  - 各種交流イベント等の企画・運営
  - 各種交流イベント等の周知
  - 各種交流イベント等の参加者データ採取 など
- (3) 小規模集落等の維持・強化及び活性化に関すること
  - 小規模集落等が取り組んでいる事業のサポート
  - 小規模集落等への巡回（自治委員や地域の声を聞く）
  - 小規模集落等の相談窓口
  - 小規模集落等の活性化に繋がる取り組み など
- (4) 隊員の活動報告及び情報発信に関すること
  - 協力隊新聞の発行
  - 由布市の魅力を市内外へ情報発信（フェイスブック・ブログなど）
  - 自身の活動の情報発信（フェイスブック・ブログなど） など
- (5) その他
  - 移住コンシェルジュとの連携
  - クアオルト事業に関すること
  - その他地域振興に関すること

## 3. 活動地域

由布市全域



## 4. 勤務地

交流拠点施設（由布市庄内町西1029-1）及び 由布市役所庄内庁舎



## 5. 給料・有給休暇等

- (1) 給料 月額18万円（月16日間勤務、1日7時間45分）  
※手当・賞与はありません。
- (2) 主な有給休暇（平成28年4月1日～平成29年3月31日の間勤務の場合）
  - ・年次有給休暇 10日
  - ・夏季特別休暇 3日（7月～9月の間で取得）

## 6. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険、雇用保険に加入。
- (2) 普通傷害保険に加入。
- (3) 住居は、市が借り上げた物件を貸与します。  
(生活必需品や光熱水費等は自己負担)  
※庄内地域のアパートもしくは貸家を予定していますが、空き室状況により他の地域になる場合もあります。また、ご同居のご家族の都合によっては相談に応じます。
- (4) 活動に必要な車輛やパソコン等は市が用意します。  
(私生活で使用することはできません。)
- (5) 引越しにかかる費用は自己負担とします。



## 7. 活動形態・期間

- (1) 由布市嘱託職員として採用します。
- (2) 活動期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日とします。  
(ただし、1年度ごとに更新し最長3年まで延長することができます。)



## 8. 応募資格

- (1) 年齢：20歳以上45歳未満（平成28年4月1日現在）
- (2) 由布市外の条件不利区域（※1）に該当しない区域に住民票がある方で、生活の拠点を由布市に移すとともに由布市に住民票を異動することができる方。または、他の地域で隊員として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内の方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方
- (4) 心身ともに健康で地域住民の皆さんとコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い関心を持ち積極的に活動できる方
- (5) 普通自動車免許を有している方
- (6) パソコンの一般的な操作ができる方

・条件不利区域（※1）とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当する区域をいう。



## 9. 応募方法

- (1) 受付期間 平成28年2月5日（金）まで【必着】
- (2) 提出書類
  - ①由布市地域おこし協力隊応募用紙
  - ②住民票（抄本）の写し  
※世帯主名・続柄省略、本籍地・筆頭者省略
  - ③運転免許証の写し※提出された書類はお返ししません。ご了承ください。

(3) 提出先 (※郵送のみの受付とします。)

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 総務部 総合政策課 地域振興係



## 10. 選考方法

書類及び面接による選考を行います。

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、応募者全員に文書にて結果を通知します。

(2) 第2次選考

①第1次選考合格者を対象に、面接を行います。

(詳細は、第1次選考結果通知の際にお知らせします。)

◇面接日◇ 平成28年2月12日(金)午後2時～(予定)

◇面接会場◇ 由布市役所 庄内庁舎

(大分県由布市庄内町柿原302番地)

※面接のために要する交通費等はすべて自己負担となります。

②選考結果(最終)は、第2次選考受験者全員に文書にて結果を通知します。

※応募人数の多少に係わらず、採用しない場合もあります。



## 11. 問い合わせ先

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 総務部 総合政策課 地域振興係

担当：二宮 有美

TEL 097-582-1111 (内線227)

FAX 097-582-3971

E-mail [seisaku@city.yufu.oita.jp](mailto:seisaku@city.yufu.oita.jp)

